

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 について

令和3年11月10日（水）

<秋田県同時発表>

令和3年11月10日（水）、秋田県横手市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。この報告を受け、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 秋田県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性（今シーズン家きん国内1例目）について

（1）経緯

- 11月9日（火） ・ 秋田県横手市の養鶏場において、飼養鶏の死亡数の増加がみられ、当該農場から家畜保健衛生所に通報。県から国に、家畜保健衛生所による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ（※）陽性と判明したとの連絡があった。
- 11月10日（水） ・ 家畜保健衛生所によりPCR検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

※ A型鳥インフルエンザ：病原性が高いものも低いものも含まれ、野鳥が保有している。

（2）今後の対応

- 秋田県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月2日付けで韓国での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、「対応レベル2」に引き上げており、引き続き、全国での野鳥の監視を強化します。

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。なお、近隣国における発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げる場合があります。

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）

対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）
---------	--

2. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5721-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	東岡 礼治	(内線 6470)	
補佐	村上 靖典	(内線 6675)	
係長	福田 真	(内線 6670)	
担当	安藤 滉一	(内線 6478)	